

# 山田みやこの活動報告

令和4年10月23日(日)

## 市川房枝政治参画フォーラム2022「誰も置き去りにしない社会を！」

### 講演①「女性支援新法について」

講師 戒能 民江氏(お茶の水女子大学 名誉教授・女性支援法の制定を促進する会 会長)

2022年5月19日「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が衆院本会議において全会一致で成立。超党派による議員立法である。党派を超えた女性議員+性別を超えた人権感覚と共感。超党派議員と当事者・支援者の声を伝える橋渡し役として「新法制定促進会議」を設置して成立へ。



### 1. 婦人保護事業の限界と脱売防法

1956年 売春防止法第4章「保護更生」を法的根拠に「婦人保護事業」を創設。以後66年間に渡りほとんど改正されてこなかった。1970年代女性の「生活総合相談機能」を担う事業へと変容をと遂げたが法改正ではなく行政通知による「要保護女子」の範囲の拡大でDV・人身売買・ストーカー等の対応をしてきた。2001年DV防止法制定に伴い「婦人保護事業」対象者をDV被害者に拡大。

#### ①制度的限界

「要保護女子」の「保護更生」であり、女性のための支援ではない。「保護更生」は性道徳・性風俗秩序の維持を目的とし、人権保障・権利擁護が目的ではない。

#### ②ニーズと支援の乖離

一時保護の高いハードル、支援の個別性、専門性の欠如、人員不足、一時保護以降の中期的支援、多様な選択肢がない、ローカルルールにより地域間格差が大きい、他機関との連携が不十分、管理的指導・権利としての支援ではない。

### 2. 女性支援新法の制定過程の特徴

#### ①公的支援機関と民間支援団体の連携

婦人保護施設の全国組織(全婦連)がプロジェクトチームを設置し毎月開催。国会議員へのロビイング、全国キャラバンを実施。婦人保護事業3機関+民間支援団体による要望書作成。

婦人保護事業の「秘匿性・閉鎖性」と民間支援団体の行政不信もあり非常に大変だった。

#### ②議員立法

超党派女性議員の働きかけにより政治課題として掲げた。2018年厚生労働省「困難な問題を抱える女性支援のあり方検討会」設置。2019年の中間報告で婦人保護事業の限界と女性支援の新たな枠組みの必要性を提言し、女性支援新法制定の足掛かりとなった。従来の政策形成のあり方は「鉄の三角形」と言われ政治家-官僚-業界団体(カネと票)だったが、この新法は政治家-NPO・支援機関-官僚(カネも票も無関係)のフラット型で成立。

### 3. 女性支援新法のポイント

①新たな女性支援の枠組みの構築→人権を保障する「女性福祉」

②当事者の意見の尊重と心身の健康回復、多様な支援の包括的提供、多機関・民間との協働による支援

③公的責任による支援の提供

④女性が女性であることにより日常生活・社会生活で困難に直面した場合、ジェンダーの視点を入れ人権の尊重と安心して暮らせる社会の実現

⑤人権擁護と男女平等の実現への寄与

⑥国・地方自治体の民間への援助

⑦女性支援の中核として名称変更→女性相談支援センター・女性相談支援員・女性自立支援施設に

### 4. 施行(2024.4.1)までの課題

国は基本方針策定、都道府県は基本計画策定(市区町村は努力義務)、今後は市区の役割増大のため都道府県から働きかけが必要。市区としてできることは地域の実態把握、課題の明確化、自治体と民間の連携=短期間の滞在場所提供事業、中長期自立支援事業。

女性議員の活動→要望書、議員質問など多面的な活動。女性相談支援員の市区への積極的設置の推進、女性相談員の専門性の保障と権限の明確化、身分保障と待遇改善(会計年度任用職員制度)

## 5. 今後の課題

- ①施行後3年の改正一権利擁護制度・評価システム
- ②市区への女性相談支援員の義務設置化、地位・待遇改善、専門性の保障
- ③「売春禁止法」の検討

※当事者の支援ニーズに合った人権・ジェンダーの視点から自立支援が一步步進められていくことを実感します。  
NPO・支援団体など現場の声が届く法制化の実現!!

## 講演②「66年間続いた『売春防止法』による支援とは?~管理から解き放たれて女性支援はどう変わるか~」

講師 横田 千代子氏(全国婦人保護施設等連絡協議会 会長)

### 1. 売春防止法により設置された婦人保護事業の開始まで

- 1946年(昭和21年)「闇の女」の保護という名目で厚生省が「婦人保護要綱」を作成
- 1951年(昭和26年)「婦人福祉施設」17ヶ所設置 売春防止法獲得のため「売春禁止法制定促進委員会」設置
- 1956年(昭和31年) 売春防止法制定 終戦後10年を経て制定され「女性たちの夜明け」といわれた

### 2. 売春防止法によって施設は地域の中でどう位置付けられていたか

○地域との交流は殆どなかった時代を経て、存在を社会へ

静かにひっそりと目立たないように生活し、来る日も来る日も時給70円の内職作業。「回復」という概念がなく、お小遣いのために工賃を稼ぐ。物品は全員が一律で支給され、門限は18時半。

「売春婦」と位置付けられ虐待・暴力の被害者という視点はなかった。

### 3. 66年間「売春防止法」によって社会から分断されてきた存在

保護更生による要保護女子と規定されてきた女性たちは売春婦やその予備軍とされ、この名残は最後まで消えることはなかった。

### 4. 売春防止法の弊害は何であったか

犯罪者としての眼差し、売春という言葉への差別・蔑視、人権意識は皆無、社会問題化されてこなかった

### 5. 2022年5月19日「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定

《目的》

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を促進し、人権が尊重され女性が安心して自立して暮らせる社会を実現すること

《定義》

「困難な問題を抱える女性」とは性的な被害、家庭の状況、社会との関係性、その他様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性またはそのおそれのある女性

### 6. 新法により女性支援はどう変わるのか

大きく意識の転換を現場から図らなければならない。

管理中心の指導から支援へ。その支援の中心に“当事者”を据え、女性たちへの“人権の尊重”を。

女性相談員・女性自立支援施設・女性相談センターの3機関の協働・連携が必要。そこに民間団体を交える。

### 7. これから求められる女性支援

多様なニーズへの対応、若年女性への今までにないプログラム

国の責務にて性暴力被害者回復支援センターの設置、心理職配置による心理的な回復プログラムの設定

### 8. 女性自立支援施設の支援の柱

自分らしく生きる権利の獲得・自分の身体はわたしのもの・奪われてきた生活の取り戻し・社会生活の主体者となる

### 9. 終わりに

施設から居場所へ、リカバリーから成長へ、ここに来てよかったと誰もが言える居場所に

※保護の現場からと当事者が必要な支援になるために大きな役割を果たしてきた横田さんのパワーを感じました。

### ◎福田さんの施設「いずみ寮」の資料より抜粋(2010年)

1956年売春防止法が制定され、その2年後の1958年のいずみ寮が設立された。その当初の利用者は社会的背景には貧困があり、支援が必要な女性たちである。法律制定後52年経た今日でも婦人保護施設が支援する女性たちの状況はほとんど変わっていない。売春防止法を見直すことで利用者のニーズに見合った女性の人権に根差した法律にしていきたい。